

## 藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）3 月 18 日（水）  
午後 3 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 4 9 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
  - (2) 議案第 5 0 号 藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
  - (3) 議案第 5 1 号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
  - (4) 議案第 5 2 号 藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
  - (5) 議案第 5 3 号 藤沢市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 5 その他
  - (1) 藤沢市立学校施設再整備基本方針について（報告）
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 阪 井 祐基子  
4 番 関 野 真一郎  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	教育部長	吉 田 正 彦
教育部参事	小 林 誠 二	教育部参事	杉 山 哲 己
教育部参事	村 上 孝 行	教育部参事	神 尾 友 美
教育指導課長	小 木 曾 貴 洋	学校施設課長	佐 藤 謙 一
教育総務課主幹	田 邊 義 博	教育総務課主幹	佐 藤 繁
教育指導課主幹	松 原 保	学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

井上委員長 ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 本日の会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2番・小竹委員、3番・阪井委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番・小竹委員、3番・阪井委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、このとおり了承することといたします。

議事に入ります前に、議案第53号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第53号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 これより議事に入ります。

議案第49号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、議案第50号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について、以上2件を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

小林教育部参事 議案第49号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、議案第50号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について、以上2件を一括してご説明申し上げます。(議案書参照)

はじめに、議案第49号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、この規則を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育

委員会の制度等が改正されることに伴い、関係規則の規定の整備を行う必要によるものです。

それでは、新旧対照表を用いて規則の主要な内容をご説明いたします。

5 ページ、第 1 条は、藤沢市教育委員会公告式規則の一部改正についてです。第 1 条は、法改正による条ズレが生じるため改めるものです。第 2 条第 2 項は、「委員長名」を「教育長名」に改めるものです。

6 ページ、第 2 条は、藤沢市教育委員会会議規則の一部改正についてです。第 1 条は、法改正により条ズレが生じるため改めるものです。第 3 条と第 4 条第 3 項は、「委員長」を「教育長」に改めるものです。また、第 4 条第 3 項に、教育委員の定数 3 分の 1 以上である 2 人以上からの会議の招集の請求があったときに、臨時会を招集する規定を加えるものです。

7 ページ、第 5 条は、「委員長職務代理者」を「教育長職務代理者」に規定を改めるものです。第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条は、「委員長」を「教育長」に改めるものです。

9 ページ、第 14 条は、書記の指名について、教育長が事務局職員のうちから指名に改めるものです。第 15 条、第 16 条は「委員長」を「教育長」に改めるものです。

10 ページ、第 16 条は、新たな制度の教育長は委員ではなく、教育長として任命されることから、第 2 号と第 3 号について「委員」を「教育長及び委員」に改め、第 9 号の「委員長」を「教育長」に改めるものです。第 17 条は、「委員長」を「教育長」に改めるものです。第 18 条は、会議録の公表の規定を加えるものです。

11 ページ、第 3 条は、藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正についてです。第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の「委員長」を「教育長」に改めるとともに、第 6 条の規定を整理するものです。

13 ページ、第 4 条は、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてです。第 1 条は、法改正により条ズレが生じるため改めるとともに、第 2 条において報告に関する規定を加えることから「報告」を加えるものです。第 2 条は、教育長に委任された事務のうち重要な事項について、管理及び運営の状況を会議に報告する規定を加えたものです。

4 ページにお戻りいただいて、附則では、この規則の施行日は、新たな教育長が最初に任命された日から施行するものですが、第 1 条の規定による、藤沢市教育委員会公告式規則第 1 条の改正規定、第 2 条の規定による、藤沢市教育委員会会議規則第 1 条と第 5 条の改正規定、第 4 条の規定による、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 1 条の

改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものです。

それでは、議案を読み上げます。(議案書朗読)

村上教育部参事 次に、議案第 50 号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。(議案書参照)

16 ページ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の制度等が改正されることに伴い、藤沢市立学校教職員服務規程第 2 条中「藤沢市教育委員会委員長」を「藤沢市教育委員会教育長」に改める必要が出てまいりました。以上のことから、藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 3 条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行するため、藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正についての議案を教育委員会会議に提出し、決定された後、制定を行うものです。

それでは、議案を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 49 号、第 50 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

井上委員長 議案第 49 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、議案第 50 号藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について、以上 2 件は原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小林教育部参事 議案第 51 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、ご説明いたします。この規則を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の制度等が改正されること、及び藤沢市立学校教職員服務規程に規定する身分証明書を用途とする公印を使用すること等に伴い、規定の整備を行う必要によるものです。

それでは、新旧対照表により、規則の主要な内容をご説明いたします。  
(議案書参照)

第 1 条は、法改正による条ズレが生じるため改めるものです。第 14 条は、新たな制度では教育長の職務代理者は委員の中から選任されるため、第 14 条を削り、次条以降を繰り上げるものです。第 15 条は法改正により条ズレが生じるため改めるとともに、教育長職務代理者に関する規定を改

めるものです。

別記1の別表第1は、新たな制度に伴い教育長の職務の内容を整理するものです。

別記2の別表第3は、「藤沢市教育委員会委員長之印」を削除するとともに、同表に藤沢市学校教職員服務規程に規定する身分証明書を用途とする「藤沢市教育委員会之印」を加えるものです。

次に、公印のひな形に関する別記3の別表第4は、「藤沢市教育委員会委員長之印」を削除するとともに、同表に藤沢市学校教職員服務規程に規定する身分証明書を用途とする「藤沢市教育委員会之印」を加えるものです。あわせて、その他の公印のひな形に関する規定を整理するものです。

附則、この規則の施行日は、新たな教育長が最初に任命された日から施行するものですが、第1条の改正規定、別表第3のうち、藤沢市教育委員会之印の項を加える改正規定、別表第4のうち、藤沢市教育委員会委員長之印の項を改める部分を除く改正規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

それでは、議案を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長

事務局の説明が終わりました。議案第51号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議案第51号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

井上委員長

次に、議案第52号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小林教育部参事

議案第52号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について、ご説明いたします。この規程を提出したのは、藤沢市教育委員会事務局組織等規則を改正することに伴い、規定の整備を行う必要によるものです。

それでは、新旧対照表により規程の内容をご説明いたします。(議案書参照)

第1条において、先ほどご決定いただきました藤沢市教育委員会事務局組織等規則の改正により、条ズレが生じるため改めるものです。

附則、この規程の施行日は、新たな教育長が最初に任命された日から施行するものです。

それでは、議案を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 52 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議案第 52 号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

その他に入ります。

(1) 藤沢市立学校施設再整備基本方針について、事務局の説明を求めます。

佐藤学校施設課長

藤沢市立学校施設再整備基本方針について、ご報告いたします。

1 では、教育委員会は今年度学校施設再整備の道筋となる再整備基本方針について検討を行い、昨年 12 月定例会で中間報告をさせていただいたところです。その後、小・中学校校長会や庁内の各部からの意見集約を行い、このたび基本方針(案)がまとまりましたので、報告いたします。

2 「基本方針の構成」では、第 1 章「藤沢市立学校施設の現状と課題」から、第 5 章「学校施設再整備実施計画の策定」までの 5 章立てとなっております。

それでは、別冊の資料にてご説明いたします。(資料 3 参照)

4 ページ、第 1 章「藤沢市立学校施設の現状と課題」では、学校数の推移、児童生徒数の推移と今後の見込みを示しております。児童数では平成 27 年度に、生徒数では平成 29 年度にピークを向かえ、その後、緩やかに減少傾向となっておりますが、ほぼ横ばいの状況と推測しております。

6 ページ、これまでの学校施設整備の取組、7 ページから 8 ページに現状と課題を記載しております。(1) 建築後 40 年を経過した校舎棟を有する施設が 23 校、30 年経過では 42 校と全体的に老朽化が進んでおり、早期の改築・改修が求められている状況です。(4) では 31 学級以上の過大規模となっている学校が 3 校ある一方、12 学級に満たない小規模校があるなど、学校規模の格差が生じている状況を表 1-1 で示しております。

10 ページ、第 2 章「国の動向」、1 としてハード面として、学校施設の長寿命化、12 から 13 ページには、2 として、ソフト面での少人数指導、小中連携、インクルーシブ教育を取り上げております。

16 ページ、第 3 章「藤沢市が目指す教育のあり方」では、「藤沢市教育振興基本計画」や「学校教育ふじさわビジョン」の理念に基づいたソフト

面における学校教育の現状と課題、今後の方向性を整理し、本市の学校施設においてハード面で求められている機能を導き出しております。

22 ページ、第 4 章「学校施設再整備計画の基本的な考え方」では、(1) 老朽施設の解消、(2) 既存施設の適正な管理、運営、(3) 学校規模の適正化・学校の統廃合の検討を、3 つの柱として、柱ごとに具体的な取り組み項目や整備手法等の考え方を整理しております。まず、(1) 老朽施設の解消は、建築後 40 年を経過した建物を有する施設を対象に、コンクリート強度など構造体の耐久性を確認するため、文部科学省で定められた方法により耐力度調査を順次実施してまいります。その調査結果に基づき、改築又は長寿命化改修による施設整備を決定するとともに、優先順位をつけ、順次事業に着手してまいります。なお、整備手法の詳細は 23 から 24 ページに記載しております。

次に、(2) 既存施設の適正な管理、運営では、建築後の経過年数が少なく、当面再整備の対象とならない施設については、(2) の①から③に記載した整備を行い、安全性の確保や環境整備、新たなニーズへの対応を行ってまいります。取り組みの考え方については 25 ページ下段から 28 ページに記載しております。

(3) 学校規模の適正化・学校の統廃合の検討では、短期的には児童生徒数の大幅な減少が見込まれない中、中長期的な視野で大規模な学区変更や統廃合の実施を含め、藤沢市学校適正配置検討部会において、学校規模の適正化に向けた検討を継続してまいります。

30 ページ、「再整備に際して考慮すべき事項」として、8 項目について改築や長寿命化改修にあわせて実施の検討をしてまいります。(1) の諸室の標準化については、36 から 37 ページに小中学校の標準諸室一覧を記載しておりますので、ご覧ください。

32 ページ、「実施計画における年次計画の例」では、(1) は、建築後 40 年を経過した建物を有する施設を対象とした耐力度調査の実施、その耐力度調査結果に基づく改築や長寿命化改修の実施計画を例示しております。(2) は、老朽解消に至らない施設について、各整備項目での実施計画を例示しているものです。

34 ページ、第 5 章「学校施設再整備実施計画の策定」は、平成 27 年度に取り組んでまいります、実施計画策定に向けての考え方や課題等を記載しております。計画期間については、財政状況の見通しや実効性の検証等を考慮し、5 年ごとに区切り、随時見直しを行いながら、再整備を進めていくこととしており、表 5-1 に記載のとおり、実施計画を策定してまいります。



35 ページ、別表は、各校の学校規模、児童生徒数のピーク年度、最古の校舎棟の建設年度と建築後の経過年数などを一覧にした資料です。

次に、再整備計画策定に当たってのスケジュールは、基本方針については6月議会で報告し、耐力度調査については5月から7月にかけて実施してまいりたいと考えております。その後、耐力度調査の結果をもとに実施計画について部内で検討を進め、最終的には1月上旬までにまとめていき、1月の教育委員会定例会で報告をさせていただいた後、2月議会で報告する予定で進めてまいります。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 学校規模と施設の状況のところに、生徒数がピークになる時期として、平成37年度から38年度と10年以上先にピークが来る学校が幾つかありますが、どのようなエビデンスで出しているのですか。

山口学校施設課課長補佐 児童生徒数の推計については、0歳児から住民基本台帳に基づいた実数で推計していることから、それぞれの学区に現在、住民登録されている方をもとに推計している状況です。そこから将来的な私学への入学等を考慮して推計している数値になっております。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月22日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長 それでは、次回の定例会は4月22日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程は、すべて終了いたしました。

午後3時31分 休憩